

## 「カーボン・オフセット制度実施規則（案）」に係る意見募集について （お知らせ）

平成24年5月1日（火）  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
市場メカニズム室  
代表：03-3581-3351 直通：03-5521-8246  
室長：上田 康治（内線 6737）  
室長補佐：三好 一樹（内線 6785）  
担当：下山 然（内線 6769）

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量で埋め合わせる「カーボン・オフセット」は、温室効果ガスの削減に向けた取組として、国内外で注目されており、その件数は年々増加しています。

環境省では、カーボン・オフセットの一層の活性化等について検討するため、昨年「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を設置し、検討結果として「我が国におけるカーボン・オフセットの取組活性化について（中間取りまとめ）」を公表したところです。その中で、取組事例の増加や市場活性化に向けた方策として、カーボン・オフセット認証主体の多様化が提言されました。

これを受け、新たな認証プログラムを運営するための基本的事項を定めた「カーボン・オフセット制度実施規則（案）」を策定しましたので、国民の皆様から広く御意見を募集するため、平成24年5月1日（火）から5月15日（火）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

### 1. 意見募集の対象（別添）

資料1 カーボン・オフセット制度実施規則（案）

### 2. 意見募集要領

#### （1）意見募集期間

平成24年5月1日（火）～平成24年5月15日（火）（12:00 締切）

郵送の場合は、平成24年5月14日（月）必着

#### （2）意見提出方法

次の意見提出様式にならい、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で

(3)の意見提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

<意見提出様式>

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

件名：「カーボン・オフセット実施規則（案）」に対する意見

住所：

氏名（会社名／部署名／担当者名）：

職業：

電話番号：

ファクシミリ番号：

電子メールアドレス：

意見内容：(対象資料番号及び該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。)

(3)意見提出先

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室宛

ファクシミリの場合 03-3580-1382

電子メールの場合 carbon-offset@env.go.jp

(郵送の場合は封筒の表面に、ファクシミリ又は電子メールの場合は件名に、「カーボン・オフセット制度実施規則(案)に対する意見」と記載してください。)

#### 4. 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) のパブリックコメントのページを参照(5月1日以降)
- (2) 環境省ホームページのパブリックコメント欄 ( <http://www.env.go.jp/info/iken.html> ) を参照(5月1日以降)
- (3) 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室において配布

#### 5. 意見への回答

頂いた意見・質問への回答及び対応は、下記カーボン・オフセットフォーラム (J-COF) のホームページに公表されます。

- ・カーボン・オフセットフォーラム ( <http://www.j-cof.go.jp/> )

#### 6. 資料

資料1 カーボン・オフセット実施規則（案）

参考資料1 新たな認証プログラムの概要